

## 会費規程

特定非営利活動法人  
ハッピーブックプロジェクト

### (目的)

第1条 この規程は当法人の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (会費)

第2条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

- 1 会費は年払いとする。毎事業年度の初月（4月）に当法人が指定する銀行口座へ振り込みにて納付する。
- 2 会費は次のとおりとする。

正会員	個人：5,000円（一口以上）
賛助会員	個人：2,000円（一口以上）
	団体：一口10,000円（一口以上）
	法人：一口30,000円（一口以上）
- 3 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会金及び当該年度会費を入会の際に納入するものとする。
- 4 前項の会費の納入は、当法人から加入承認の通知を受けた日から30日以内とする。
- 5 事業年度の中途で退会した会員の会費は返還しないものとする。
- 6 定款第9条の規定により、継続して1年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資格を喪失する。

### (入会金)

第3条 入会金は、正会員（個人）：10,000円、賛助会員（個人・団体・法人）：0円とし、最初の会費と合わせて納入する。

### (会費の免除)

第4条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、会費の免除又は減額を議決することができる。

- 1 会員より会費の免除、減額申請が書面であった場合
- 2 免除、減額すべき相当の事由があると認める会員

### 附則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、2020年11月17日から施行する。

以上